

南風原町観光協会ホームページリニューアル等業務 公募型プロポーザル実施要領

南風原町観光協会ホームページリニューアル等業務について、委託業者を選定するため、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1. 目的

この要領は、南風原町の魅力発信や知名度向上に繋げることを目的に、南風原町観光協会ホームページの全面リニューアルを実施するに当たり、業務における最適な委託事業者を公募型プロポーザル方式で選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務名及び履行期間

(1) 南風原町観光協会ホームページリニューアル業務

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

(2) 南風原町観光協会ホームページ運用・保守業務

令和5年4月1日（土）から令和10年3月31日（金）まで

3. 提供資料等及び業務内容

(1) 提供資料

- ① 南風原町観光協会ホームページリニューアル等業務公募型プロポーザル実施要領
- ② （別紙1）南風原町観光協会ホームページリニューアル等業務仕様書
- ③ （別紙2）企画提案書等作成等要領
- ④ （別紙3）プロポーザル審査基準
- ⑤ 質問書（様式1）
- ⑥ プロポーザル参加表明書（様式2）
- ⑦ 企画提案書総括票兼誓約書（様式3）
- ⑧ CMS機能要件一覧（様式4）
- ⑨ 参考見積書（様式5）
- ⑩ プロポーザル辞退届（様式6）

(2) 入手方法

南風原町観光協会ホームページからダウンロードする。

URL：<https://www.haebaru-kankou.jp/>

(3) 業務内容

「（別紙1）南風原町観光協会ホームページリニューアル等業務仕様書」のとおり

4. 提案上限額

(1) 南風原町観光協会ホームページリニューアル業務

提案上限額：1,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 南風原町観光協会ホームページ運用・保守業務

提案上限額：年額500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和5年4月1日から令和10年3月31日に係る想定費用を年額で提示すること。

なお、業務の詳細については、「（別紙1）南風原町観光協会ホームページリニューアル

アル等業務仕様書」を参照のこと。

5. 担当窓口

一般社団法人南風原町観光協会（担当：安里）
〒901-1112 沖縄県島尻郡南風原町本部158
TEL：098-851-7273 FAX：098-851-7109
e-mail：chiiki-machidukuri@haebaru-kankou.jp

6. スケジュール（予定）

項目	日時等
(1) 公募要領の公表	令和5年1月11日（水）
(2) 質問の提出期限	令和5年1月16日（月）午後4時
(3) 質問に対する回答	令和5年1月17日（火）午後4時
(4) 参加表明書提出期限	令和5年1月23日（月）午後4時
(5) 企画提案書、見積書提出期限	令和5年1月25日（水）午後4時
(6) 審査	令和5年1月26日（木）
(7) 審査結果の通知	令和5年1月27日（金）※予定
(8) 契約締結	令和5年1月末 ※予定

7. 参加資格要件

- (1) 事業者所在地は南風原町であること。
- (2) 本業務の条件を理解し、円滑に履行できる能力及び体制を有すること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

8. 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

① 提出期限	令和5年1月16日（月）午後4時
② 提出書類	「質問書（様式1）」に質問内容を記載したもの
③ 提出方法	電子メールにより下記アドレス（担当）宛に送付 e-mail：chiiki-machidukuri@haebaru-kankou.jp

(2) 質問への回答

① 回答期日	令和5年1月17日（火）午後4時
② 回答方法	南風原町観光協会ホームページに掲載（個別には回答しない） URL：https://www.haebaru-kankou.jp/

9. 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加希望者は、次のとおり参加表明書等関係書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類	① 「プロポーザル参加表明書（様式2）」に必要事項を記入したもの ② 会社概要及びCMS導入実績が分かる書類（任意様式）。 なお、会社概要はパンフレットでも可。 ③ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※法人のみ
(2) 提出方法	郵送（一般書留又は簡易書留によること）又は持参
(3) 提出先	一般社団法人南風原町観光協会 〒901-1112 沖縄県島尻郡南風原町本部158
(4) 提出期限	令和5年1月23日（月）午後4時 ※必着

10. 企画提案書等の提出

「9. 参加表明書の提出」により「プロポーザル参加表明書（様式2）」を提出した事業者は、次のとおり企画提案書等を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類等

① 提出書類	書 類 名	必要部数
	ア) 企画提案書総括票兼誓約書（様式3）	1部
	イ) 企画提案書（任意様式）	5部
	ウ) CMS機能要件一覧（様式4）	5部
	エ) 参考見積書（様式5）	1部
② 提出方法	郵送（一般書留又は簡易書留によること）又は持参	
③ 提出先	一般社団法人南風原町観光協会 〒901-1112 沖縄県島尻郡南風原町本部158	
④ 提出期限	令和5年1月25日（水）午後4時 ※必着	

(2) 企画提案書記載上の留意事項

企画提案書の記載に当たっての留意事項については、「（別紙2）企画提案書等作成等要領」を参照のこと。

11. 審査

審査を実施する。また、審査に当たっては事務局が指名した者を審査員として審査を行い、その結果をもとに決定する。なお、審査はすべて非公開とする。

審査は、「（別紙3）プロポーザル審査基準」に基づき、提出書類の内容を基に審査・点数化を行う。

① 実施予定日

令和5年1月26日（木）

② 結果通知

令和5年1月27日（金）※予定

選考結果は、全ての参加者に対し、電子メールにより通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

12. 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) この実施要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして認定した場合
- (4) 同一事業者につき2案以上の企画提案書等を提出したとき
- (5) 提出書類に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (6) 参考見積額（消費税及び地方消費税の額を含む）が前記「4. 提案上限額」の各号に掲げる提案上限額を超えている場合
- (7) 正当な理由なくプレゼンテーション、ヒアリングに応じなかった場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等があった場合

13. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本プロポーザルの実施ができないと事務局が認めるときは、プロポーザルを中止又は取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用等を（一社）南風原町観光協会に請求することはできない。

14. 参加事業者の辞退

参加事業者が、都合によりプロポーザルを辞退するときは、速やかに事務局担当まで連絡し、「プロポーザル辞退届（様式7）」を提出すること。

15. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は、認めない。ただし、こちらから要請のあったものについては、この限りでない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は、（一社）南風原町観光協会に帰属する。
- (5) 本プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (6) 応募者が1者（社）の場合であっても、本プロポーザルを中止せず、選考を実施するものとする。
- (7) 評価合計点総計の最も高い参加事業者の得点が満点（審査員数×100点）の60%に満たず、応募者の提出した企画提案が要求水準等を満たさないと判断したときは、その企画提案を採用せず、優先交渉権者として選定しない場合がある。